

行政文書の廃棄に関する意見聴取について

1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

令和2年度実施の有識者による書類審査分

令和元年度末までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイル。

【廃棄対象行政文書ファイル数】

① 廃棄対象ファイル数	50,950
② ①のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	49,027
③ ①のうち、有識者が意見を付すなど保留したファイル数	0
④ ①のうち、有識者が今後現物確認を実施するファイル数	1,923

2 これまで行った手続

(1) 県民からの意見聴取（県政パブリックコメント手続）

令和元年度末までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイルについて実施。

ア 意見聴取期間

令和2年10月22日（木）から11月20日（金）まで

イ 意見聴取の方法

廃棄対象行政文書ファイルを県のホームページに掲載した。

ウ 県民から提出された意見 0件

(2) 有識者による書類審査及び意見聴取

ア 意見の聴取先

九州大学 三輪教授（九州大学附属図書館付設記録資料館）

イ 書類審査及び意見聴取

令和2年9月30日（水）から11月15日（日）まで

ウ 有識者から提出された意見

別添「令和2年度廃棄行政文書ファイル一覧」のとおり。

3 有識者意見聴取結果表・廃棄対象行政文書ファイル一覧について

令和2年度廃棄行政文書ファイル一覧

知事部局（システム登録分）：	26,794冊	資料1-2
知事部局（システム登録以外分）：	9,502冊	資料1-3
各種委員会等（システム登録分）：	4,543冊	資料1-4
各種委員会等（システム登録以外分）	10,111冊	資料1-5
① 有識者が、廃棄相当と判断したもの		廃棄相当
② 有識者が、今後現物確認を行うもの		※要現物確認